

第 3 章

震災復興における NPO 中間支援組織の 果たした役割と課題

1. はじめに

本書が刊行された 2018 年は、1998 年の特定非営利活動促進法（NPO 法）の制定から数えて 20 年目の年である。また、日本における NPO の学際組織である日本 NPO 学会は 1999 年の設立であり、こちらも 2019 年に 20 周年を迎える。日本における非営利組織の歴史は、ドラッカーが指摘するように近世以前の寺社や講に遡ることができるものの、実際に私たちが想像するところの近年の市民運動・市民活動をベースにした NPO はここ 20 年の間に発達したものである。20 年間の NPO の活動の中心は、NPO 法人組織の育成、つまり NPO 法人数を増やすことであった。NPO 法人の育成において重要であったのは、NPO 中間支援組織の存在と活動拠点となる市民活動サポートセンターであったことはいうまでもない。しかし、NPO 法制定から 20 年を経て、この間の NPO 法人の増加や、あるいは相談案件の専門化により、NPO 中間組織および市民活動サポートセンターの役割が社会の要請と合わなくなってきている場面も多く目にする。とはいえ、東日本大震災時における NPO の活動をみれば、現場で奮闘する NPO に加えて中間支援組織の役割は重要であり、市民活動サポートセンターも支援の拠点として欠かせない存在であった。

そこで本章では、東北において全国的に影響を与えた仙台市市民活動サポー

トセンターの20年間に着目して論を展開したい。また、その仙台市市民活動サポートセンターの事業委託先である特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターの役割にも留意しながら、とりわけ特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターの設立者であり、仙台市市民活動サポートセンターの開設にも深く関わった加藤哲夫¹⁾の行動に注目しながら考察を進める。仙台市市民活動サポートセンターは、1999(平成11)年に、日本で4番目に早い時期に開設された。また、それをモデルに隣接する多賀城市において2008(平成20)年に市民活動サポートセンターが開設されたのであるが、これにも加藤は深く関わっていた。多賀城市市民活動サポートセンターについては第1章および第2章で述べられた通りである。

以降、加藤哲夫の行動に着目しながら、東日本大震災時におけるNPO中間支援組織の動向について、1)情報公開、2)中間支援の機能、3)市民活動サポートセンターの取り組みの3点から検証する。なお、加藤は代表著書である『市民の日本語—NPOの可能性とコミュニケーション』のほか数多くの著作を残しており²⁾、それらを通して、東北のみならず日本における市民活動・NPOに多大な影響を与えた人物であったことを先に述べておきたい。

2. NPO 法人数の増加と団体情報の把握

(1) NPO の信用性

1998(平成10)年のNPO法制定後、NPO法人は増加し続け、2000(平成12)年12月には2,426団体であったものが、2010(平成22)年12月には34,116団体となっていた。震災後の2017(平成29)年12月現在では53,355団体となっている。

なお、日本においてNPO法人数が3万を越したのは、NPO法制定から10年目となる2008(平成20)年のことである。加藤はその年の3月に刊行した記録集の中で、「3万を越すNPO法人が誕生はしたが、経営資源の不足、マネジメントの不在、悪質法人格利用などさまざまな不祥事の発生などの理由によっ

て、社会的信頼の獲得には成功していない」と指摘していた³⁾。

東日本大震災におけるNPOの活躍は、NPO法人の社会的信頼の獲得には大きく寄与したと考えられる。しかし、経営資源やマネジメントの問題から、法人格取得後に活動停止に陥るケースは依然としてあり、復興過程においてもNPO法人を舞台とする補助金の不正受給や不正使用といった悪質なケースの発生はみられた。なかでも、岩手県山田町における復興支援事業を受託し、不明朗会計の問題で摘発されたNPO法人「大雪りばあねっと。」の問題は大きく報道され、NPO法人に対する信用の低下だけでなく、NPO活動に対する誤解を招いていた。NPOの信用の問題は依然として課題である。

(2) 団体情報の公開

そうしたことから、NPOはより情報公開を徹底しなければならないのであり、法的にも事業内容や資産、決算情報の公開が義務付けられている法人格である。事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書）は、事業年度が終了したあと3カ月以内に所轄庁に提出することが定められており、その情報は、所轄庁を通して誰でも自由に閲覧できる仕組みとなっている。また、内閣府NPOホームページのNPOポータルにおいて、検索も可能である。しかし、この報告書だけでは、経営状況や実際の活動内容を読み取ることは難しく、NPO法人の活動支援を行う助成団体にとって支援を決定する上での判断材料として不十分であるという問題がある。加藤は、2000（平成12）年に東北大学経済学部の西出優子研究室と共同で、NPO法人を対象とした事業報告書の調査を実施し、その結果から事業報告書だけでは助成財団が支援を決定する際の判断材料としては物足りないことを指摘していた⁴⁾。そのさいに、加藤が補完する機能として着目したのがブログによる情報発信であった。

加藤は、公益財団法人日本財団が、市民活動のサポートや公益事業のコミュニティサイトの開発を目的として検討会が開催された折、これを支援した。この事業を総称してCANPANと呼ぶ。CANPANとは、「民が民を支える社会をつくるソーシャルプロジェクト」とされ、Can（出来る）とPanacea（万能薬）

を組み合わせた造語であり、市民活動やNPO、企業などの垣根を越えて情報共有を図るとともに活動上の交流を支援する事業である。

特に、WEBサイトであるCANPAN Fieldには、多くのNPO法人のブログが掲載されており、サイト利用者は、タグや活動分野からそれらの情報を絞り込んで検索することもできる。このサイトでの情報発信には、事前の団体情報登録が必要となるが、この登録はNPO法人のみならず、任意団体であっても登録することができる。また、団体の登録情報によって、団体の情報公開を評価したレベル付けが行われており、積極的に情報発信を行っている団体の信用が高まるようになってきている。このサイトは、東日本大震災後の助成団体や現地コーディネーター団体にとっての情報源として活用された。

しかし、現在、日本全国には50,000を超えるNPO法人が設立され、法人格を持たない任意団体も登録するとすると、情報のチェックが行き届かなくなってきたことはいうまでもない。加えて、2006（平成18）年の公益法人制度改革によって、一般社団法人や一般財団法人が、NPO法人同様の非営利活動を展開する法人格として登場してきた。特に一般社団法人の増加が顕著であり、2016（平成28）年8月段階の比較では、宮城県の場合、NPO法人数が662であるのに対して、一般社団法人数は644となっている⁵⁾。一般社団法人で法人登記をする場合、税制優遇を求めない法人格と非収益事業は非課税となる非営利型法人格があり、ここでの集計はその合計であるものの、一般社団法人数がNPO法人数を上回るのは時間の問題であろう。ただし、一般社団法人は、非営利型法人格といえども、所轄庁等への事業報告書の提出はなく、税務申告のみである。いずれにせよ、中間支援組織によるチェックは限界にきており、NPO法人の情報公開の在り方の再検討とともに、法人格の再整理が必要となる。

3. NPO 中間支援組織における震災時の対応と機能変化

(1) 宮城県における中間支援組織，せんだい・みやぎ NPO センター

東日本大震災におけるNPO中間支援組織の動向を，せんだい・みやぎNPOセンターの事例をもとにまとめておきたい。せんだい・みやぎNPOセンターは，1997（平成9）年に加藤哲夫らが中心となって設立されたNPO中間支援組織であり，全国的にみても早い時期の設立であった（NPO法人化は1999（平成11）年⁶⁾）。

東日本大震災の発生後，NPO中間支援組織はボランティアの受け入れに始まり，各地から集まる物資や資金，人材やノウハウを被災地のニーズに合わせて配分し，また，日々の状況や調査した情報を全国に発信する役割を担うことになった。

せんだい・みやぎNPOセンターは，創設以来，資源の提供の仕組み（サポート資源提供システム）や資金の提供の仕組み（みんなファンド）の構築を積極的に手がけていた。後述するが，そうした蓄積が震災時に機能したのである。その他にも，資源や資金の提供元となる企業との連携事業（せんだいCARES）を企画し，企業のCSRの促進にも早くから取り組んでいる。また，独自の団体の情報を閲覧できる仕組み（NPO情報ライブラリー）も有しており，ここには，NPOセンターが何らかの形で支援を実施した団体を中心に情報が掲載され，その数は2015（平成27）年6月の段階で222団体となっている⁷⁾。

加えて，加藤は，積極的に新事業にも乗り出していた。震災以前より，コミュニティビジネスに着目した社会起業家の育成やワークショップを多用した協働のまちづくり支援事業に積極的に取り組んでいった。こうした加藤によって構築された事業モデルや人的ネットワークが根底にあって，東日本大震災の際には，せんだい・みやぎNPOセンターに資源や情報が集中し，それに対してセンターは柔軟に組織体制を変革し，対応していったのである。

(2) 震災時における中間支援組織の対応

2011（平成23）年3月、東日本大震災が発生した。援助のために、全国から支援者が駆け付ける。支援者もどこにいけば良いのか迷う中、そのターゲットとなったのが加藤であり、支援者の相談窓口となったのが、せんだい・みやぎNPOセンターであった。

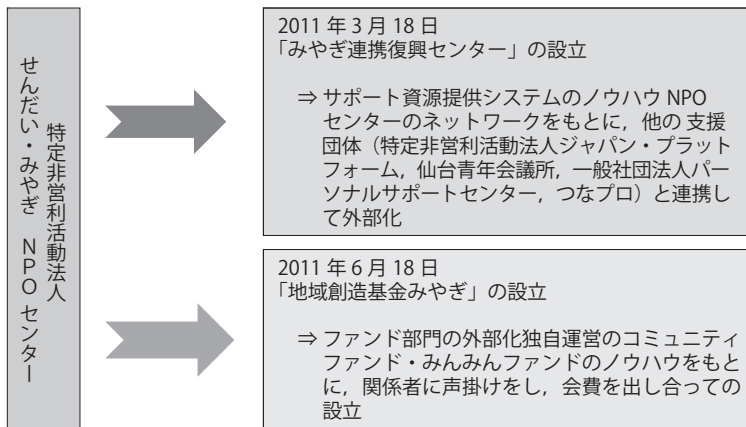
加えて、加藤とともに全国的にNPOの育成支援をしてきた川北秀人（IIHOE人と組織と地球のための国際研究所）や田村太郎（一般財団法人ダイバーシティ研究所）らが中心となって、同年3月14日に「被災者とNPOをつないで支える合同プロジェクト。（通称つなプロ）」が仙台に設立され、NPO団体やボランティアの窓口となる。つなプロには日本財団も支援しているが、川北、田村、加藤は前掲日本財団CANPANを設置した際のプロジェクトメンバーでもあった⁸⁾。

加藤やつなプロをターゲットに、全国から支援者が集まってくる中、せんだい・みやぎNPOセンターは、これまでとは違った、全国を対象とする中間支援の役割を担うことになっていった。当時、センターは、仙台市青葉区大町にあるビルの4階のワンフロアを拠点に活動していたが、ちょうど前年度より社会起業家育成の拠点として、同ビルの7階を借用していた。その7階事務所が、緊急的に支援者の拠点となり、定例ミーティングの会場となっていった。そこにおいて、せんだい・みやぎNPOセンターは重要な決断をしていく。それは2つの事業を、本体から切り離して運営することの決断であった。2011（平成23）年3月18日に発足した「みやぎ連携復興センター（現一般社団法人みやぎ連携復興センター）」と同年6月20日に設立した「地域創造基金みやぎ（現公益財団法人地域創造基金さなぶり）」の開設である（図表3-1参照）。

(3) みやぎ連携復興センター（現一般社団法人みやぎ連携復興センター）

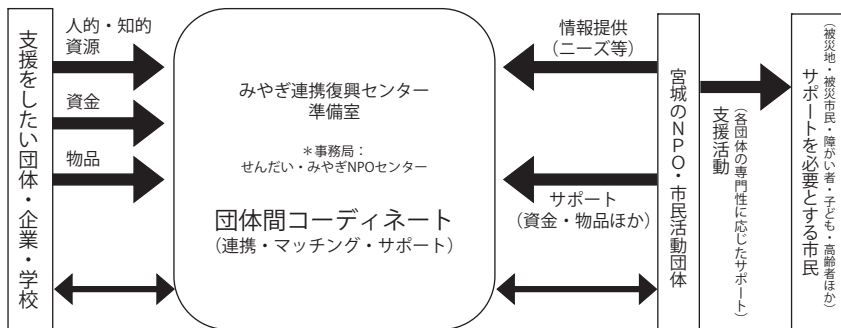
みやぎ連携復興センターは、図表3-2のように、各種資源の提供および調達における団体間のコーディネーター役を念頭に設置された。なお、図表3-3は加藤がみやぎ連携復興センターの立案の際に事業イメージを記していたメモ

図表3-1 復興過程における、せんだい・みやぎNPOセンターの機能変化、ファンド部門の外部化と復興特化部門の新設



出所：筆者作成。

図表3-2 みやぎ連携復興センター発足当初の事業イメージ図

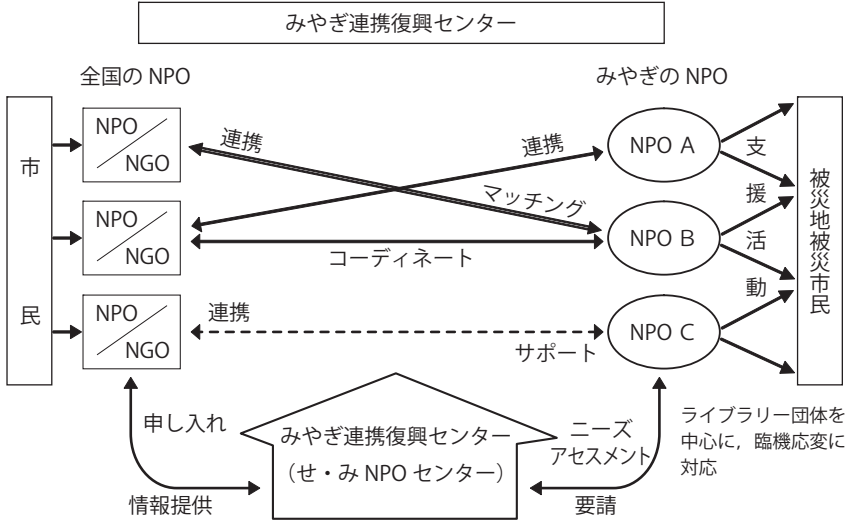


出所：みやぎ連携復興センター『平成23年度事業報告書』2011年7月1日-2012年6月30日をもとに作成。

である。図表3-2に至る素案である。

2つの図表からも明らかな通り、みやぎ連携センターの設立は、せんだい・みやぎNPOセンターが長年培ってきた、サポート資源提供システムのノウハウ

図表 3-3 加藤哲夫氏によるみやぎ連携復興センターの事業イメージ
(2011年3月20日時点)



出所：特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター（2015）『加藤哲夫氏資料デジタルアーカイブ目録 No.01-No.800』（資料ナンバー 5011 を基に作成）。

ウ上にあるプログラムであった。震災初期には、これをもとに物資支援を行い、ボランティアや支援団体の窓口となっていく。それがひと段落した 2011（平成 23）年 7 月に仕切り直しとして「新れんぶくキックオフイベント」を開催し、以後の活動を、1）つなぐ事業、2）はぐくむ事業、3）しらべる事業の 3 本柱で展開することを公表した⁹⁾。図表 3-4 は、2011（平成 23）年 7 月から 2012 年 6 月におけるつなぐ事業の一覧である。被災当初は物資支援のコーディネーターが中心であったものの、次第に情報共有や支援団体のネットワークの必要性を指摘する意見が多くみられ、ネットワーク会議の運営を事業の中心においた。そのため、2012（平成 24）年 6 月に事務局体制を改変し、3 事業のうちつなぐ事業のみに絞って、独自に「復興みやぎネットワーク会議」を主催することにした。みやぎ連携復興センターは、近接するビルに事務所を構えて、独

図表3-4 みやぎ連携復興センターにおける「つなぐ」事業の実施一覧
(2011年7月-2012年8月)

	参加事業	実施時期	主催/ 共催	備考
1	国際協力NGOネットワーク会議	2011年7月	共催	認定NPO法人ジャパンプラットフォーム(JPF), 認定NPO法人国際協力NGOセンター(JANIC)との共催
2	仮設住宅支援者支援センター	2011年8月	共催	JANICとの共催
3	3県(宮城, 岩手, 福島)連携復興センター会議	2011年8月	共催	いわて連携復興センター, ふくしま連携復興センターとの共催
4	市町キャラバン	2011年8月	共催	JPF, NPO法人難民を助ける会(AARJapan)との共催
5	多賀城・塩竈・七ヶ浜連絡会	2011年9月	主催	
6	医療・福祉関係の復興担い手会議	2011年10月	共催	厚生労働省東北厚生局との共催
7	生活不活発病予防勉強会	2012年度	共催	宮城県長寿社会政策課との共催
8	JCN現地会議	2011年12月~	共催	東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)が主催, みやぎ連携復興センターが共催
9	石巻の支援をつなぐ会	2011年12月~	共催	東北厚生局との共催

出所：みやぎ連携復興センター『平成23年度事業報告書』2011年7月1日-2012年6月30日をもとに作成。その他にも、みやぎ連携復興センター連絡会議や定例ミーティングがあるが、それらは省略している。

自に運営をしていたものの、せんだい・みやぎNPOセンターの1事業としての位置づけであった。みやぎ連携復興センターが、せんだい・みやぎNPOセンターから完全に独立するのは、2015(平成27)年7月に一般社団法人化した時である。ちなみに、連携復興センターは、岩手県および福島県においても設置されており、当初より岩手は特定非営利活動法人いわて連携復興センター(2011(平成23)年4月設立, 同年9月NPO法人化), 福島は一般社団法人ふくしま連携復興センター(2011(平成23)年7月設立, 同年12月一般社団法人化)として独立して運営されている。3県の連携復興センターは、通称「3れんぷく」と呼称され、連携して事業に取り組むこともあった。

(4) 地域創造基金みやぎ（現公益財団法人地域創造基金さなぶり）

地域創造基金みやぎの設立における直接的な契機は、東日本大震災直後にあった、イギリスのジャパンソサエティからの復興支援金の申し入れである。ジャパンソサエティは、1981（昭和56）年にイギリスと日本の交流を目的に設立されたチャリティ組織であり、震災時に集めた資金約6,000万円を日本に寄付することにした。そのさい、交流のあった加藤に、その資金を託すことしたのである。加藤は、2001（平成13）年に、NPOやコミュニティビジネスに関する視察を目的にイギリスを訪問していた。

この資金提供を契機に、せんだい・みやぎNPOセンターのファンド部門を切り離し、独立した事業としたのが地域創造基金みやぎである。日本では京都などで先進事例のあるコミュニティ財団をイメージして設立された。地域創造基金みやぎの法人化は前掲みやぎ連携復興センターよりも早く、2011（平成23）年6月20日の段階で、設立発起人331名と13件の寄付によって集めた484万円をもとに、一般財団法人として法人化されている。以降、企業や団体における復興関連の支援金の受け皿団体となり、集まった資金をNPOなどの復興支援組織に配分していった。また、自主事業として3つのファンド（「志津川タコ復興プロジェクト」、「東北のお正月を支援プロジェクト」、「あづめっちゃ」）を展開しており、これらは広く一般から資金を集めて実施されたものである。地域創造基金みやぎが2011（平成23）年から2014（平成26）年の間に実施したファンドの一覧を図表3-5に示しておく。

なお、表中には示していないが、同法人は、2013（平成25）年より中小企業庁「地域需要創造型等起業・創業促進事業」を受託しており、創業補助金事業を実施していた。これは全国展開された事業であるが、地域創造基金みやぎは、福島県・宮城県・岩手県の担当となり、起業創業支援政策に一役買っていた。2013（平成25）年4月から2014（平成26）年4月にかけて実施した3回の公募では、合計7億3,200万円の資金を配分している。合計524件の応募があり、そのうち293件が採択となった。なお、293件のうち49件が福島県、139件が宮城県、福島県は105件となっている¹⁰⁾。この創業補助金事業は規模が大きく、

図表3-5 地域創造基金みやぎの実施したファンドの一覧(2011年-2014年)

	ファンドの名称	2011年から2014年 6月までの被災3県 への配分金額の合計 (万円)	資金提供先
1	ジャパン・ソサエティ東日本 大震災復興基金(ローズファン ド)	9,736	英国・ジャパンソサエティ
2	こども☆はぐくみファンド	27,795	公益社団法人セーブ・ザ・ チルドレン
3	福島子ども支援NPO助成	14,764	サントリーホールディング ス株式会社, 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン
4	みやぎ・ふくしまミニファンド	300	三菱重工業株式会社
5	善光寺出開帳両国回向院復幸 支縁基金	630	回向院(東京都墨田区両国)
6	志津川タコ復興プロジェクト	202	自主事業
7	東北のお正月を応援プロジェ クト	97	自主事業
8	あづめっちゃ	199	自主事業
	合計	53,723	

出所：公益財団法人地域創造基金さなぶり「事業報告書2011-2014」(2015)をもとに作成。

そのため、2014(平成26)年時にはスタッフ数15名を数えるほど組織規模は拡大していった。ただし、創業補助金事業が終了すると、スタッフ数は常時3名程度となっている。

以上のように、東日本大震災において、東北のNPO中間支援組織は、それまでの蓄積をもとに機能を分化し、物資の提供と資金の提供に特化した組織を形成していた。震災当初は物資や資金の配分がメインであったものの、震災復興のフェーズの変化に伴い、次第に情報やネットワークの構築が求められ、それを業務に組み込んでいったのである。

4. 仙台市市民活動サポートセンターの形成と変容

(1) 市民活動サポートセンターの20年

NPO 中間支援組織は、市民活動サポートセンター業務を行政から受託し、運営するケースが多くある。せんだい・みやぎ NPO センターの場合、仙台市と多賀城市のサポートセンターの運営管理業務を受託している。受託形態は、業務委託の場合と指定管理制度の場合がある。仙台市市民活動サポートセンター（以下、仙台サポセン）は当初は業務委託であったものの、2004（平成16）年4月より指定管理となっており、多賀城市市民活動サポートセンターは開館以来、現在まで業務委託である。なお、施設の設備や開館時間、施設利用料等についてはそれぞれ条例によって定められている。

仙台市の場合、1999（平成11）年に「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」が制定され、仙台サポセンの業務委託先はせんだい・みやぎ NPO センターとなった。東日本大震災を経て、仙台市は、2015（平成27）年に条例を全面改正し、名称を「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」と改め、施設の一部リニューアルを実施している。この間、仙台サポセンは、いくつかの独自の仕組みを生み出し、全国的にも注目される施設となっていったのであるが、条例の全面改正に踏みきったのである。ここでは、震災を経て、条例改定に至った経緯を明らかにしておきたい。

図表3-6に、仙台市が市民活動に関する調査を開始した1996（平成8）年から、東日本大震災の発生があった2011（平成23）年までの仙台市における市民活動支援に関する取り組みを示した。

仙台市は1996（平成8）年に市民活動に関する調査を開始し、1999（平成11）年を市民協働元年と定め、同年条例の制定、仙台サポセンの開設を行った¹¹⁾。当時、公設民営の形で施設を開設したことは全国的に注目を集めた。施設には、7つの貸室、交流サロン、情報サロン、印刷作業室、大小100個のロッカー、168個のレターケース、10の共同事務室が配置された。

図表3-6 仙台市における市民公益活動支援・促進の主な取り組み

	調査・研究等	基本的な方針等の策定	各種施策等の実施
平成8年度 (1996.4～ 1997.3)	<p>■市民公益活動に係る課題等調査 市民公益活動の現状や課題、公益活動の定義、行政の関与のあり方等についての基礎研究を実施（NPOへの研究委託）</p> <p>■市民活動団体ヒアリング調査 各種活動分野の25の市民活動団体にヒアリング調査を行い、活動実態や課題等を把握（NPOへ調査委託）</p>	<p>■仙台市基本構想 ・新総合計画全市民アンケート（7年度） ・仙台市総合計画審議会答申 ↓ ・仙台市基本構想議決</p>	<p>■「市民活動保険制度」の実施 市民の公益的な活動中の事故（傷害及び賠償責任事故）の補償のために、市が保険料を負担して運営する保険制度を創設。</p>
平成9年度 (1997.4～ 1998.3)	<p>■市民活動団体との懇話会 団体代表者と市各局の職員が直接意見交換し、公益活動促進方を模索（分野毎に6回開催、コーディネートをNPOに委託）</p> <p>■企業の社会貢献活動実態調査 市内10企業へヒアリング調査を実施（NPOへ調査委託）</p>	<p>■市民公益活動支援策検討委員会 学識経験者、市民活動実践者で構成する検討委員会を設置し、市に提言</p> <p>■市民公益活動推進庁内連絡会 庁内15課の課長による連絡調整会を設置</p> <p>■仙台市基本計画策定</p>	<p>■行政組織「市民活動係」を設置（係長1、主事1） 市民活動支援・促進をするため、市民局地域振興課内に設置</p>
平成10年度 (1998.4～ 1999.3)		<p>■市民公益活動支援推進本部会議・幹事会 市民公益活動推進庁内連絡会を改組し、市長を本部長、全局長等を委員とする本部会議、39課の課長で構成する幹事会を設置し、全庁的な支援推進体制を整備 ↓</p> <p>■市民公益活動支援のための基本方針策定</p> <p>■市民活動支援条例検討専門部会 庁内11課長により設置</p> <p>■市民活動支援条例に関する意見交換会 市民活動団体と市の双方が条例案を持ち寄り、合意形成を図る。 ↓</p> <p>■市民公益活動の促進に関する条例制定</p>	<p>■市民活動サポートセンター関係 ・サポートセンター整備市民委員会 センターの機能や建物の改修計画の策定に当たり、学識経験者及び市民活動実施者等による市民委員会を設置（視察や市民との意見交換会を含め17回開催） ・サポートセンター整備に関する意見交換会 市民委員会主催による市民との意見交換会を3回実施。 ・サポートセンター管理運営団体の公募 3団体応募。市民6人による選考委員会において、公開コンペ方式で審査</p>

	調査・研究等	基本的な方針等の策定	各種施策等の実施
平成 10 年度 (1998.4～ 1999.3)			<p>■「市民活動フォーラム」開催 市民活動参加のきっかけづくり、市民活動をより発展させるために開催（市民活動団体と市が実行委員会を組織）</p> <p>■市民活動ハンドブックを作成 504 団体の情報、女性制度、各種施設案内、お役立ち情報を掲載、3000 部発行（市民活動団体へ編集委託）。</p>
平成 11 年度 (1999.4～ 2000.3)	<p>■市民活動情報収集提供システムの整備に関する調査 市民活動団体の情報活用の現状や課題を把握し、活動促進のための情報支援のあり方を調査</p>	<p>■市民公益活動促進委員会条例に基づく常設の諮問機関を設置（学識経験者、市民活動実践者、公募委員の12名で構成）</p> <p>■「市民公益活動促進のための基本方針」策定開始 促進委員会が調査、審議開始</p>	<p>■行政組織「市民活動係」を設置 地域振興課市民活動係を改組（室長1、主事2）支援室がサポートセンターに転居し、NPOと同室で執務を行う。（5月）</p> <p>■市民活動サポートセンター関係 ・サポートセンター管理運営団体決定（公開審査で、せんだい・みやぎNPOセンターが選考され、委託契約締結） ・サポートセンター開館（6月30日） ・事務用ブース公募</p> <p>■「まちづくり活動企画コンペ」実施 市民で構成する運営委員会による公開審査を実施</p> <p>■第2回市民活動フォーラムせんだい開催</p>
平成 12 年度 (2000.4～ 2001.3)	<p>■市民公益活動支援・促進等に関するアンケート調査 市制モニター、区民モニターに対する調査を実施</p>	<p>■市民公益活動促進本部 市民公益活動支援推進本部を、条例の趣旨に基づく組織として発展的に改組</p> <p>■市民公益活動促進委員会 答申 基本方針策定に関する答申</p>	<p>■市民活動サポートセンター関係 ・開館1周年記念イベントを開催 ・利用者との意見交換会を開催 ・人材育成講座を開催（初級編、中級編）</p> <p>■「市民活動フォーラムせんだい2000」を開催 実行委員会と市の共催</p>

	調査・研究等	基本的な方針等の策定	各種施策等の実施
平成13年度 (2001.4～ 2002.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■NPO事業に関する調査研究 ■コミュニティビジネスの可能性、市民活動団体が事業を継続的に発展させていくための条件、まちづくりに果たす役割等に関する基礎調査を実施（市民活動団体への委託により「市民起業家スクール」の講座開催とあわせて実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進のための基本方針策定 ■促進委員会からの答申を踏まえ、条例に根拠を持つ基本方針として策定 ■「市民公益活動促進プラン」の策定に着手 ■基本方針に基づく実施計画として策定に着手。 ■各局主管課長及び事業所管課長へのヒアリング実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター関係 ・印刷機2台に増設、実費有償化 ■「市民起業家スクール」開催 ■NPO事業に関する調査研究事業とあわせて実施 ■市民活動ハンドブック第3版作成、サポートセンターのホームページと連動
平成14年度 (2002.4～ 2003.3)			<ul style="list-style-type: none"> ■「市民活動支援室」が市役所に戻る ■第4回まちづくり活動企画コンペ実施（最終回） ■「市民活動見本市」開催 ■企業と市民活動団体及び行政の連携・協働のきっかけづくりが目的（NPOに委託）
平成15年度 (2003.4～ 2004.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会が「協働、市民活動の評価」について検討開始（15年11月中旬答申） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「市民公益活動促進プラン21」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民提案型の「まちづくり活動助成制度」を創設
平成16年度 (2004.4～ 2005.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■市民公益活動促進委員会が仙台協働本について検討（17年1月意見）、今後の市民公益活動促進施策、市民活動サポートセンターの今後の機能等について検討開始（17年7月中旬答申） 		<ul style="list-style-type: none"> ■「仙台協働本（せんだいこらぼん）」の作成 ■市民活動サポートセンター関係 ・指定管理者制度導入（4月） ・5周年記念フォーラム開催 ・5周年記念誌発行（指定管理者による）
平成17年度 (2005.4～ 2006.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■仙台都市総合研究機構が「新しいコミュニティ」について調査開始 ■「シニア世代による新事業創出及び社会貢献活動推進事業」について調査 		<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター関係 ■市民公益活動促進委員会の中間答申を受け移転の検討、決定（8月） ■「仙台に情報の背骨を通すプロジェクト（骨プロ）」開始 ■第1弾企画：市民活動イベント等チラシを市内9公共施設に置くようにした
平成18年度 (2006.4～ 2007.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■協働の強化書研究会 ■NPO向け協働の手引き書を作成する研究会に参加（主催：（特活）せんだい・みやぎNPOセンター） 		<ul style="list-style-type: none"> ■市民活動サポートセンター移転、開館（9月1日）

	調査・研究等	基本的な方針等の策定	各種施策等の実施
平成 18 年度 (2006.4～ 2007.3)	<p>■市民公益活動促進委員会に諮問（8月3日） 市民公益活動促進における「地域コミュニティ活性化」及び「団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動の促進」について検討開始</p> <p>■市民公益活動促進委員会第一次答申（12月8日） 「団塊世代を中心とするシニア世代の市民公益活動の促進」について</p>		
平成 19 年度 (2007.4～ 2008.3)	<p>■市民公益活動促進委員会答申（8月23日） 「地域コミュニティの新たな活力源としての市民公益活動—市民公益活動促進における『地域コミュニティ活性化』について—」</p>	<p>■「地域コミュニティ活性化のための市民公益活動促進プログラム」策定（3月）</p>	<p>■シニア活動支援センター開設（7月1日） （市民活動サポートセンター3階）</p>
平成 20 年度 (2008.4～ 2009.3)	<p>■市民公益活動促進プラン21の施策の取り組み状況について庁内照会</p> <p>■宮城県「宮城県 NPO 活動実態・意向調査」に合わせて、県と合同で「仙台市市民公益活動団体実態調査」を実施</p>		
平成 21 年度 (2009.4～ 2010.3)	<p>■市民公益活動促進委員会における協議 「学生を中心とする若い世代による市民公益活動の促進について」</p>	<p>■仙台市基本構想・基本計画 仙台市総合計画審議会に諮問（10月21日）</p>	
平成 22 年度 (2010.4～ 2011.3)	<p>■市民活動促進委員会に諮問（9月7日） 仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について検討開始</p> <p>■市民公益活動促進委員会における協議 仙台市におけるさらなる市民公益活動の促進について、中間まとめを踏まえて協議</p>	<p>■仙台市基本構想・基本計画 仙台市総合計画審議会より答申（1月25日） 仙台市基本構想・基本計画議決（3月17日）</p>	<p>■学生と NPO 等を結びつけるインターンシップ推進モデル事業を開始</p> <p>■コミュニティビジネス促進事業を実施</p> <p>■市民活動サポートセンター関係 東日本大震災（3月11日）により一時閉館。3月28日より、NPO等の復興拠点施設として開館</p>

出所：仙台市市民公益活動促進委員会「仙台市における市民公益活動のさらなる促進にあたっての提言」（2011、仙台市）参考資料をもとに作成、一部改編。

仙台サポセンの運営は開館当初よりせんだい・みやぎNPOセンターが受託しており、当時せんだい・みやぎNPOセンターの代表理事であった加藤は、仙台サポセンの発行する5周年記念誌の中で、仙台サポセンの成果を4つの仙台スタイルとして紹介している。第1は、「公益活動支援というスタンス」であり、これは当時のNPOブームの中、活動内容を支援側で把握し、支援対象を明確化したことによるものである。第2には、「せんだい・みやぎNPOセンター」の存在を掲げている。これは、当時「公設市民営」と呼ばれ注目を集めた、公共施設の運営を民間に委ねることのメリットを強調したものである。第3には、「公共施設の管理・運営の革新モデル」を挙げている。これは、当たり前のことではあるが、公共施設こそ利用者との対話が必要であり、当時、登録制度やインターネットによる予約システムが進んでいた施設利用の方法に関して、あえて対面型での利用者とのやり取りを選択し、利用者の情報ファイリングを実施するなど、関係性の構築を進めたことを革新としているのである。第4には、「仙台市内部への波及効果とアドボカシー（政策提言）」と述べている。仙台サポセンの市民参加と市民協働の仕組みが他の市営施設にも導入され、また、市民発の情報発信に取り組んできたことをもとにそう述べているのである¹²⁾。

仙台サポセンが、10周年を迎えた折に発行した記念誌の中では、新たな仙台サポセンの機能を「8つのサポセンスタイル」として紹介している。それは、①交流サロン、②市民活動共同事務所（事務用ブース）、③市民活動お役立ち情報、④NPOいろは塾、⑤団体情報ファイル、⑥出前サポセン、⑦骨プロ（仙台に情報の背骨を通すプロジェクト）、⑧こらぼん協働相談所の以上8つである¹³⁾。

このように仙台市では、全国に先駆けて市民活動を市政の中心に据えて取り組んできたのであり、5周年誌や10周年誌でまとめられたいくつかの取り組みは、全国的にも広がりを見せた。この間の取り組みは表中に示した通りである。10周年後も、時代の要請に合わせて、サポセン内にシニア活動に関する相談所を設置し、コミュニティビジネスや学生インターンシップに関する取り

組みを開始するなど積極的に新規事業に取り組んでいった。

そうした最中、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災が発生したのである。仙台サポセンは、被災地における市民活動やボランティア団体の情報集積先の1つとなり、運営団体であるせんだい・みやぎNPOセンターと連動しながら震災時の対応にあたっていった¹⁴⁾。サポセン職員は通常、館内業務が主であり、外出を伴う業務、あるいは市域を超えての活動には制約がある中、災害ボランティアセンターに人材を派遣するなど、あるいは個人的活動も含めて奔走していった。震災時において、これまで育成したNPO法人の後方支援に加えて、支援物資や助成金、ボランティアなどの膨大な支援情報の集約発信も実施していった中、次第に被災地での復興まちづくりに関する相談が増加していった。

（2）条例の全面改正と協働まちづくり

サポセンに関する条例の制定や取り組み方針は、仙台市に加えて、委員会では検討がなされて決定される。仙台市における委員会の名称は、「仙台市市民公益活動促進委員会」であり、1999（平成11）年11月に第1期の委員会が開催された。任期は2年間である。震災のあった2011（平成23）年3月は第5期であった。第5期委員会（委員長、東北学院大学教授阿部重樹）では、2003（平成15）年度に作成され5年が経過していた「市民公益活動促進プラン21」の検証と学生を中心とする若い世代に対する市民公益活動の参加促進のあり方が重点検討課題として議論がなされていた中、大震災の発生があった。ちょうど第5期委員会の報告書をまとめていた最中であった。2011（平成23）年6月に提出された委員会報告書「仙台市における市民公益活動のさらなる促進にあたっての提言」は、東日本大震災に関する言及を行ったうえで、提言の趣旨を「協働のセカンド・ステージを共に拓いていくために」としており、施策の大幅見直しを示唆するものであった¹⁵⁾。なお、加藤哲夫は仙台市市民公益活動促進委員会の委員にはなっていない。

以後、第6期の委員会において、条例の改正が議論される。図表3-7に条

例改正に至る経緯を示す。

第6期の委員会（委員長、宮城大学教授風見正三）では、第5期の提言を踏まえて、具体的に条例の全面改正作業に着手した。とはいえ、最初から条例の改正があったわけではなく、2012（平成24）年8月の市長諮問に対する翌2013（平成25）年3月の中間報告において条例改正の必要性に言及し、市民カフェと

図表3-7 条例の改正および「協働によるまちづくり推進のための基本方針」作成の経緯

年 月	事 項
H23.6	委員会からの提言＝新たな市民協働指針（次のステージへ）の必要性、市民協働事業提案制度・市民カフェの実施など
H24.8	市長から委員会への諮問「市民協働推進のための指針について」
H25.3	中間まとめ（指針の方向性ととも、条例改正の必要性にも言及）
H25.4～	委員会での討議、市民カフェの開催（8回）
H25.10～	指針策定ワーキンググループ設置
H26.3	中間答申（指針の考え方、条例改正の必要性を答申。また、指針の項目を提示）
H26.4～	指針策定ワーキンググループによる検討、条例改正作業（仙台市）
H26.9	条例改正骨子提案のパブリックコメント実施
H27.1～	指針の内容に関するヒアリング実施（8団体）
H27.2	条例改正案を議会へ提案
H27.3	議会での議論等を踏まえ、条例改正案を取り下げ
H27.6	条例改正案を議会へ再提案、可決
H27.7	改正条例施行
	市長から委員会へ諮問「協働によるまちづくりの推進のための基本方針のあり方について」（答申案）
H27.10	委員会より最終答申
H27.11	仙台市協働まちづくり推進本部会議、「協働によるまちづくりの推進のための基本方針」（中間案）作成
H28.1	仙台市協働まちづくり推進本部会議、「協働によるまちづくりの推進のための基本方針」策定（最終版）

出所：仙台市資料「仙台市協働によるまちづくり推進のための基本方針」（2016）における添付参考資料をもとに作成、一部改編。

いう名称の条例改正に関する意見を募るワークショップを複数回開催した後、2014（平成26）年3月の中間答申を経て、条例改正の作業にはいつていた。

条例改正により、名称が「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」から「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」となる。条例の趣旨は、前者が「市民公益活動の促進及び市民活動サポートセンターの設置」であったのに対して、後者は「多様な主体の協働によるまちづくりを推進」することである。ちなみに仙台市では、「協働」という表現を、「市民協働」という場合は「行政とそれ以外の主体（民間）との協働による地域課題の解決や魅力向上の取り組み」としており、「協働」のみの場合、「多様な主体の間での協働を指す」としている。仙台サポセンの利用者（貸出施設利用者のみをカウント）は、施設移転前は3万人台を推移していたものが、移転後には4万人を超えるようになっており、2013（平成25）年度の利用者は4万5,032名となっていた。この間、仙台市に主たる事務所を有する認証NPO法人数は増加し続け、施設移転があった2006（平成18）年度は294法人であったのに対して、2013（平成25）年度には419法人となっている¹⁶⁾。

条例制定の過程において、パブリックコメントを実施している。そこで示された条例改正の理由としては、「現行条例における取組は、市民活動団体を育成することを重点においたものであり、市民や行政との協働によるまちづくりが、現行条例の前文で謳っている二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政が適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行なわなければならないとの状況に至るには、まだ発展途上の段階」にあることを挙げている¹⁷⁾。

これまで、仙台サポセンの設置により市民活動・NPOの育成、活性化が事業の中心となっていたのに対し、行政と市民活動・NPOだけでなく、事業者を含めた多様な主体によって、まちづくりへの参画を期待した条例の改正であった。2014（平成26）年9月に実施されたパブリックコメントには、192件の意見が寄せられており、意見提出者の内訳は、33人の個人に加えて、3つの団体からとなっている¹⁸⁾。

新条例では、「市民公益活動」の定義に加えて、「市民」および「市民協働」の定義を行うことにした。素案にある「市民」の定義は、「市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他市内で活動するもの」としており、「市民協働」は、「市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重し、目的を共有しながら協力し、又は補完することで地域の課題解決や魅力の向上に取り組むこと」としている。新条例では、定義に加えて、「基本的な施策」や「協働実施方針」、「市民活動サポートセンター」の役割が定められた。

しかし、ここでの「市民」の定義、およびその施策については、容易に議会の理解を得ることができなかつた。表中の2015（平成27）年における条例案の提出から、再提案、可決に至る部分がそれにあたる。結果として、「市民」の定義は条例から外すことで決着を得ている¹⁹⁾。

いずれにせよ、上記の流れでもって、新条例が定まり、最終答申の後、「仙台市協働によるまちづくり推進のための基本方針」が作成され、新条例に謳った協働によるまちづくりを実践していくことになった。最終答申では、「仙台市市民協働指針」が添付され、そこでは「未来の都市経営を支える新たな協働の実践」という表現が強調され、協働に取り組む手法としては、自助・共助の取り組みやボランティアな活動に加えて、企業の社会貢献活動やソーシャルビジネスの手法の活用を提示している、また、協働においては、マルチパートナーシップという表現が用いられ、多様な主体の参加、あるいは協働を担うコーディネーター育成の必要性を示している。

仙台サポセンの運営をみても、震災復興過程において業務に変化がみられている。相談対応数や利用者数の増加に対しては、先に述べた仙台サポセン5周年誌において、加藤が強いこだわりをみせていた、対面型での利用者対応による受付機能の方針を変更し、コンピューターによる受付システムの導入を実施した。相談案件も多様化しており、これまでのようにスタッフがすべて対応できるとは限らず、他のセクターとの連携を図っている。せんだい・みやぎNPOセンターが、2015（平成27）年度に指定管理者への応募を行う際には、

単独ではなく、復興まちづくりや都市計画に強みを有する特定非営利活動法人都市デザインワークス、および仮設住宅の見回り活動といった活動の実績がある一般社団法人パーソナルサポートセンターとの連携を得て、指定管理に対する提案を示している。

また、条例改正後、仙台市市民公益活動促進委員会は、名称を「仙台市協働まちづくり推進委員会」とし、議論を継続している。協働まちづくりを具現化するために、2017（平成29）年度に、ハード面の機能強化として、仙台サポセンの一部リニューアルを実施し（図表3-8参照）、またソフト面の強化として、協働まちづくりの事例集、および手引きの作成を実施している。

図表3-8 仙台市民活動サポートセンターの機能について検討する市民ワークショップ時に提示されたイメージ図



出所：2016年11月3日開催「サポセンこうなったらいいっちゃね会議」にて公開されたイメージ図。イメージ図は合計3パターン提示され、それを基にワークショップが実施された。イメージ図作成は宮城大学平岡善浩研究室。

5. おわりに

加藤は、2011（平成23）年6月15日に行われた東日本大震災における復興関係者の会議において、全国から支援に集まったメンバーに対して次のように述べている。「残念ながら今までの市民活動・市民運動は、社会がつくりだした矛盾の後始末だった」。加藤が仙台市を中心とする行政とともに、本格的に市民活動に取り組み始めた時期は、1996（平成8）年から1997（平成9）年のことであり（図表3-6参照）、この時期は、実体経済においてバブル崩壊がはっきりと現れた時であった。そしてその後の20年は「失われた20年」とされる不況期とほぼ重なる。大企業の倒産、大量リストラ、若者においても雇用不安の問題を抱え、フリーターという働き方が生まれたのもこの時期であった。当然、行政においても、高度経済成長期のような行財政運営はできない。そうした中で、NPO法人は加速度的に増加し、「協働」の名のもとに、行政サービスの一翼を担い、あるいは行政サービスの不具合から生じる負の側面の対応の担い手となっていった。このことを加藤は指摘していた。ただ、加藤が中心となって設立したNPO中間支援組織の設立過程をみても明らかな通り、設立時より、いわゆる官側の要請に沿って、活動が展開されていた側面が強くあり、「矛盾の後始末」の役割をNPOが担うことは当然の帰結であったのかもしれない。

しかし、東日本大震災を経て、仙台市が条例改正に踏み切ったことでも明らかな通り、行政の下請けではない、多様な主体による「協働」が求められている環境は確実に整ってきている。官とか民という区分ではもう物事は解決しないのである。そのさい、加藤が述べた次の言葉が参考になろう。加藤は「我々NPOの本来の役割は仕組みをつくり、提案をし、そして、新しい社会構造と参加の仕組みを世の中に位置づけること」である。そして、「大事なのは出口デザインだ。市民活動は課題の指摘はできるけど、解決策が描けていない」との指摘である²⁰⁾。この発言の約2カ月後の2011（平成23）年8月26日に加藤は逝去している。

加藤の逝去後、東日本大震災の復興は進んだ。もちろん課題はまだまだ山積である。ただ、復興過程では多くのボランティア・NPOが活躍し、一定の評価を得ている。また、復興の担い手として多くの社会的企業（Social Enterprise）や社会起業家（Social Entrepreneur）の活躍が目立っている。

こうした人材や組織は、今後の協働まちづくりにおいて重要な担い手として期待される。ただし、地域を含めた多様なセクターによる協働は難しい。多様なセクター間における関係性のマネジメントが今後、NPO中間支援組織の役割として期待されるところであり、加藤が述べるように新たな社会参加の仕組みの創造が不可欠なのである。

【注】

- 1) 加藤哲夫は、1949（昭和24）年8月に福島県に生まれ、30歳を過ぎた頃から仙台市において出版社やエコロジーショップの経営をしながら、市民活動支援や環境問題、薬害エイズ問題に取り組んできた人物である。加藤哲夫の経歴および活動の履歴については、加藤の逝去後編集された2編の冊子、K-PROJECT編集委員会編（2015）『蝸牛評伝—加藤哲夫の遺したものと市民社会イノベーション』特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター、K-PROJECT編集委員会編（2016）『続・蝸牛評伝—加藤哲夫の遺したものと市民社会イノベーション』特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターを参照されたい。
- 2) 加藤哲夫の著書において市民活動・NPOに関するものとしては以下のものが代表的である。仙台の市民活動団体の所在を掲載した『センドマップ』（カタツムリ社、1987）、NPO法人を取り巻く社会的背景に触れながら、NPO全般の設立について検証した『一夜でわかる！「NPO」の作り方』（主婦の友社、2004）、市民活動について具体的事例から考え、自らの言葉で思想を綴った『市民の日本語—NPOの可能性とコミュニケーション—』（ひつじ書房、2002）。また、加藤はブログ「蝸牛庵日乗」を更新しており、これは『市民のネットワーク—市民の仕事術1—』（メディアデザイン、2011）、『市民のマネジメント—市民の仕事術2—』（メディアデザイン、2011）の2編としてまとめられている。
- 3) 大滝精一・加藤哲夫（2008）『地域におけるNPO支援10年の総括と展望—地域変革の支えてとして』せんだい・みやぎNPOセンター、p.3。
- 4) 加藤哲夫監修・西出優子（2010）『NPOのアカウンタビリティは、今、どうなっているのか？—みやぎのNPO法人事業報告書調査より—』東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センター。

- 5) 中尾公一 (2016) 『震災復興過程のコミュニティ形成に係る行政・NPO等・地域住民の協働：宮城県をケースに』全労済公募研究シリーズ64, 全国勤労者福祉・共済振興協会。
- 6) せんだい・みやぎNPOセンターの設立経緯については, 山田晴義 (2002) 『市民協働のまちづくりー市民・行政のパートナーシップによる地域計画論』本の森, pp.178-185 に詳しい。
- 7) 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター (2015) 『事業報告書ー2014年度ー』p.15。
- 8) つなプロの成立経緯, および事業展開については, 「つなプロ」報告書編集委員会 (2012) 『つないで支える。災害への新たな取り組み』公益財団法人日本財団を参照されたい。
- 9) みやぎ連携復興センター『事業報告書』2011年7月1日～2012年6月30日。
- 10) 公益財団法人地域創造基金さなぶり (2015) 『事業報告書2011-2014』p.42。
- 11) せんだい・みやぎNPOセンターによる仙台市市民活動サポートセンターの受託経緯については, 大滝精一・加藤哲夫編 (2008) 『NPOサポート・10年の軌跡ーせんだい・みやぎNPOセンターの仕事Ⅲ』特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター, pp.112-115 に詳細が記録されている。また, 近年においても仙台市市民活動サポートセンター設置経緯に関する検証がみられる。吉田忠彦 (2016) 「仙台市市民活動サポートセンターの設立プロセス」『商業学叢』63号 (1), 近畿大学商経学会, pp.83-94。
- 12) 大滝精一・加藤哲夫 (2004) 『仙台市市民活動サポートセンター5年の軌跡』特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター, pp.25-28。
- 13) 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター編 (2010) 『仙台市市民活動サポートセンター10周年誌 サポセンスタイル』仙台市。
- 14) 仙台市市民活動サポートセンターの震災時における活動記録は, 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター編 (2012) 『3.11からの支援のかたちーパレット+まだ*これ震災特集号ー』仙台市市民活動サポートセンター, せんだい・みやぎNPOセンター編 (2013) 『3.11からの支援のかたちー仙台の復興支援活動2012ー』仙台市市民活動サポートセンター, せんだい・みやぎNPOセンター編 (2014) 『3.11からの支援のかたちー復興のまちづくり仙台2013ー』仙台市市民活動サポートセンターの3冊にまとめられている。
- 15) 仙台市市民公益活動促進委員会資料「仙台市における市民公益活動のさらなる促進にあたっての提言」(2011, 仙台市)。
- 16) 仙台市市民局市民協働推進課資料「「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」の制定に向けた説明会」(2014年9月8日・19日)。
- 17) 仙台市市民局資料「「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意

見公募について」(2014年9月)。

- 18) 仙台市市民局資料「[仙台市市民公益活動の促進に関する条例]の改正に関する意見の提出状況について」(2014年10月)。
- 19) 仙台市市民局資料「(仮称)仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 素案 骨子」(2014年9月)。
- 20) 前掲、「つなプロ」報告書編集委員会(2012) pp.160-161.